

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻くリスクに対応するため、リスク管理基本規程を定め、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク状況の監視および軽減を行う。

各部門においては、業務執行上想定されるリスクについて、それぞれ社内規程・対応マニュアル等に基づきリスク対応の体制を整備する。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会および経営会議を定期的開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。また、電子決済システムの導入等により意思決定の迅速化を行う。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においては、子会社が存在しないため該当事項はありません。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置する。

当該使用人を配置した場合には、取締役からの独立性を確保した体制とする。

当該使用人は当社の就業規則に従うが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動・処遇（人事評価を含む）・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

⑦当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した時はその事実を報告する。

取締役は、監査役に対して内部通報体制における通報状況および内容を速やかに報告する。

監査役は、職務遂行上必要と判断した事項に関し、取締役および使用人に対して、報告および資料の提出を求めることが出来る。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長および取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行う。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行う。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたと

きは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

以 上